

刑法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

第七十六回
貴族院議會

刑法中改正法律案(政) 付託議案

委員會

委員長
副委員長

小山 桃吉君
子爵高木 正得君
公爵鷺司 信輔君
侯爵大炊御門 經輝君
伯爵二荒 芳徳君
子爵野村 益三君

子爵高木	小山	松吉君
公爵鷹司	正得君	
侯爵大炊御門	信輔君	
經輝君		
伯爵二荒		
芳德君		
子爵野村		
益三君		
木場	貞長君	
織田		
中川	萬君	
	健藏君	
河原田稼吉君		
男爵松平外與麿君		
男爵渡邊		
修二君		
男爵村田		
保定君		
竹下		
豐次君		
山隈		
康君		

昭和十六年二月十二日(水曜日)午後一時
四十八分開會

○委員長(小山松吉君)是ヨリ刑法中改正法律案特別委員會ヲ開キマス

○政府委員(三宅正太郎君) 刑法中改正法
律案ノ提案ニ付キマシテ理由ノ御説明ヲ申

行ニ係リマシテ、其ノ後僅カニ一回一箇條ノ改正、ガ行ハレタノミデ今日ニ至ツテ居ル

ノデアリマス、此ノ間政府ハ大正十年十月
臨時法制審議會ニ對シ刑法改正ノ要否ニ付
諮詢致シマシタ處ガ、大正十五年十一月同

會ヨリ、人心ノ趨向犯罪ノ情勢ニ鑑ミ刑法
ハ之ヲ改正スルノ要アリトシ、改正ノ綱領
四十項目ト共ニ答申ガアリマシタ、ソコデ
昭和二年ノ一月司法省ハ省内ニ刑法改正原
案起草委員會ヲ設ケマシテ、同年三月其ノ
委員會ハ刑法豫備草案ノ起草ヲ終リマシ
タ、仍テ更ニ同年六月、一流ノ學者實務家
入リ、其ノ後昨年三月迄ノ間繼續シテ總會
及委員會ヲ開催シ、漸クニシテ假案程度
ノモノヲ得マシテ昨年四月之ヲ公表致シ
タノデアリマス、併シ是ハ未ダ假案程度
デアリマシテ、其ノ後モ委員會ノ審議ハ
繼續セラレテ居リマシタガ、刑法ハ直接
國民ノ日常生活ニ關係ヲ有スル重大法典
デアリマスカラ、各委員共非常ニ熱心ニ研
究討議セラレマシテ、殊ニ共犯、未遂等刑
法總則ノ根本理論ニ關スル部分ニ付キマシ
テハ、遽カニ成案ヲ得難キ感サヘ見エタノ
デアリマス、然ルニ偶ニ昨年十月、政府ニ
於テハ各種委員會ヲ整理スルコトニナリマ
シテ、此ノ委員會モ亦一時廢止ノ已ムナキ
ニ至リ、遂ニ委員會ハ審議ヲ終了スルニ
至ラズ、從ツテ又答申モナイノデアリマス、
シマシテ、其ノ後ノ人心ノ趨勢、犯罪ノ情
シマシテ、マスヤウナ經過デアリ、又現下内
外ノ情勢カラ見テ、刑法ノ全部改正案ヲ
今議會ニ提出スルコトハ出來ナカッタノ
デアリマスガ、現行刑法ハ、先ニモ申

勢等ニ鑑ミマシテ、殊ニ現時戰時下ニ於ケル社會ノ實情等ニ鑑ミマシテ、是非共改
ヲ要スル部分ノ改正ヲ行ヒ、以テ治安ヲ確
保シ、國防國家體制ノ完璧ヲ期スル必要ガアリマス、
御審議ヲ願フコトニ致シタノデアリマス、
以下法案ノ内容ニ付申述ベマスト大凡八項
目ゴザイマス、第一ハ、刑法總則ノ第十八
條ヲ改正致シマシテ、罰金ヲ完納セザル場
合ニ於ケル勞役場留置ノ期間ヲ延長シタコ
トデアリマス、最近各種ノ法令ニ規定セラ
ル、罰金刑ガ一般ニ高クナリマシテ、從ツテ
裁判所ノ言渡ス罰金刑モ高クナッタノデア
リマス、ソコデ罰金ヲ完納セザル場合ノ勞
役場留置期間モ亦延長スル必要ガアルノデ
アリマス、第二ニハ、沒收ノ規定ヲ改正シ、
追徴ノ規定ヲ新タニ設ケタコトデアリマス、
犯罪ニ依テ得タ不法ノ利益ヲ犯人ノ手ニ
残サナイト云フ趣旨カラ出タモノノデアリマ
ス、第三ハ、公ノ競賣、入札ノ公正ヲ圖ル
爲、竝ニ強制執行ヲ免ル、行爲ヲ處罰スベ
キ規定ヲ設ケタコトデアリマス、所謂談合
行爲ハ訴欺其ノ他現行法ヲ以テ處罰シ得ル
ヤ否ヤハ說ガ分レテ居ルノデアリマス、併
シ是等ノ行爲ガ公正ニ行ハレナケレバ、例
ヘバ官公署ノ工事ノ入札等ノ場合ニ、之ガ
公正ニ行ハレナイ虞ガアリマスノデ、特ニ
規定ヲ設ケタ次第デアリマス、民事ノ裁判
ガ如何ニ適正ニ行ハレマシテモ、其ノ執行
ガ確保セラレナイナラバ、裁判ハ實質上其
ノ效果ヲ擧グルコトヲ得ズ、裁判ノ威信ニ

モ完ウセラレナインデアリマス、是ハ多年
要望セラレテ居タ所ノ改正ヲ實現致シタノ
デアリマス、第四ハ、人心ノ惑亂、經濟上
ノ混亂ヲ誘發スル行爲ヲ防止スル規定ヲ設
ケタコトデアリマス、是ハ時局ニ鑑ミ最モ
必要ナル事柄ノ一つ考ヘマスガ、從來ハ
此ノ點ニ關スル法規ガ不備タルヲ免レナカツ
タノデアリマス、仍テ今回、外國ト通謀シ
又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テスル場
合ノ規定ハ國防保安法案ノ中ニ規定致シマ
シテ、其ノ他ノ場合ヲ本法案中ニ規定致シ
タノデアリマス、即チ兩者相俟ツテ治安ノ確
保ヲ期スル譯デアリマス、第五ハ、失火罪
ノ刑ヲ加重シタルコトデアリマス、從來カ
ラ失火罪ノ刑ハ輕キニ失スルト稱セラレテ、
居タノデアリマスガ、現下ノ經濟狀態ニ鑑
ミマシテ、益其ノ感ヲ深クスル次第デアリ
マスノデ、此ノ改正ヲ行ハムトスル次第デ
アリマス、第六ハ、公正證書ノ原本不實記
載ノ罪、即チ刑法第百五十七條第一項ノ刑
ヲ加重シタコトデアリマス、從來カラ本條
ノ刑ハ輕キニ失スルト稱セラレテ居タノデ
アリマスガ、戰時下ニ於キマシテ臨時資金
調整法ニ依ツテ、會社ノ新設、擴張等ガ制限
セラレタ爲ニ、登記簿上ニ殘存シテ居ル會
社ノ商號其ノ他ノ事項ニ付不實ノ變更登記
ヲ爲シ、實質ノ備ハラザル會社ヲ、軍需會
社其ノ他有望ナル會社ナルガ如クニ裝ヒ、
不法ノ利益ヲ圖ル犯罪ガ現レテ參リマシタ
ノデ、此ノ改正ヲ行ハムトスルノデアリマ

斯、第七ハ、贈收貯ノ規定ヲ整備シタコトアリマス、公務員ノ廉潔ヲ確保シ官紀ノ振肅ヲ圖ルコトハ、何時ノ時代ニ於テモ必要ナル事柄デアリマスガ、現在ノヤウナ經濟統制ノ行ハレテ居リマス時代ニハ、特ニ其ノ必要ヲ痛感スルノデアリマス、従テ贈收貯ノ規定ヲ整備シテ、之ガ振肅ニ資スルコトガ必要ダト思フノデアリマス、第八ハ、特ニ以上ノ外、右第一乃至第七ノ改正ニ伴テ關係條文ヲ整理シタコトデアリマス、以ノ次第デゴザイマスノデ、何卒慎重御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致ス次第デゴザイマス

○委員長（小山松吉君） 只今ノ御説明ニ付テ御質疑ガアリマスレバ……

○河原田稼吉君 チヨット御尋ネシテ置キタイト思ヒマス、今御説明ノ中ニアリマシタ昭和二年デシタカ假法案ヲ得フレタト云フコトガアリマシタネ、其ノ中ニ「第七章ノ二安寧秩序ニ對スル罪」ト云フノガ今度新シク加ヘラレマシタガ、サウ云フモノニ付テノ何カ、矢張リ得ラレタ假法案ノ中ニ出テ參ツテ居タノデアリマスカ

○政府委員（三宅正太郎君） 今ノ昨年三月ニ出來マシタ假案ト稱シマスモノニ、矢張リ安寧秩序ニ對スル罪ト云フモノハ出來テ居ルノデゴザイマス、第二百三十九條カラ二百四十八條ニ……、是ハ假案デゴザイマスガ……、ゴザイマシテ、其ノ中ノ二百四十四條、二百四十五條、二百四十六條ニ當ルモノヲ本法案ニ移シタ譯デゴザイマス

○河原田稼吉君 矢張リ之ニ出テ居リマスノハ、其ノ假案ノ内容ト大體似テ居ルノデゴザイマスカ

○ 河原田繻吉君 其ノ時ニチヨツト私共考
ヘマスルノニ、安寧秩序ニ對スル罪ナント
云フモノハ社會ニ情勢ニ依ツテ非常ニ變化
スルモノデス、ガ刑法ト云フモノハ或意味ニ
於テ可ナリ不動的ノ性質ヲ持ツモノデヤナ
イカ、殊ニ重大法典トシテ……、處ガ安寧
秩序ニ對スル罪ト云フモノハ、社會情勢ニ
依ツテ非常ニ變化スル、或ハ場合ニ依ルト、
是デハ足リヌコトモ起ルカモ知ラヌ、又或
ハ説明書ニアリマスルヤウニ、所謂是ガ非
常事變ノ爲ニ必要ダト云フコトヲ主眼ニシ
テ居ルヤウデアリマスガ、非常時局ガ永久
ニ非常時局ト云フコトモナイデセウシ、是
ガ又平常ノ場合ニナツタ時ニ、或ハ又多少變
ヘナケレバナラヌト云フコトモ起ルデセウ、
ソコデ外ノ例ヘバ治安ニ關スル治安維持法
或ハ國防保安法其ノ他特別法トシテ、皆別
箇ノ法律トシテ、今迄出サレテ居ルヤウニ
思フノデス、是ハ恐ラク其ノ時ノ事情ニ應
ジテ改正、變更シ易イノデヤナイカト思フ
ノデスガ、一旦刑法アタリノ大キナ法律ノ
中ニ書キ込ムト、ナカヽ改正ト云フヤウ
ナコトモムヅカシクナルヤウナコトモアル
ノデヤナイカト思フノデスガ、其ノ邊ニ付
テハドウ云フ御考デアルカ、又今ノ假成案
ヲ得ラレマシタ時ニサウ云フ議論ハ起ラナ
カツタノデアリマスカ、其ノ點ニ付テノ御說
シテ居リマス
○ 政府委員(三宅正太郎君) 御尤モニ存ジ
マス、是ハ現ニ此ノ中ノ二條ハ、戰時、天

災其ノ他ノ事變ニ關係ノアル犯罪デアリマスノデ、戰時、天災其ノ他事變ガナケレバ、此ノ法律ハ適用ハサレナイモノデアリマス。唯此ノ中ノ「百五條ノ一二」ハ、戰時、事變ニ拘ラズ、「人心ヲ惑亂スルコトヲ目的トシテ虛偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ」下アルノデアリマシテ、從來、是ハ例ヘバ震災直後等ニハ是等ノ必要ヲ見マシテ法案ニナックノモゴザイマス、一面カラ考ヘマスト臨時法ノ如キ感モ致シマスガ、併シ現在ノヤウナ斯ウ云フ段々ニ緊迫シテ居ル時勢デアリマス、又人心ガ動モスレバ險惡ニ陥ル傾向ノアル時デアリマスノデ、寧ロ刑法ト云フ重イ法律ニ置キマシテ、其ノ法律ニ依ッテ此ノ犯罪ト云フモノガ決シテ一時ノ便法デハナイノレルト云フコトヲ示ス必要ガアルト云フヤウダト云フコトヲ次第テアリマシテ、司法ノ委員會ニ於キマスル論議ニ付キマシテハ、私ハチヨット今日申上ゲルコトガ出來マセヌガ、何レ調査致シマシテ申上ゲマス○河原田稼吉君 私ノ言フノハ臨時法ダカラト云フノデナク、斯ウ云フ社會問題ニ關スル法ト云フモノハ、社會ノ變遷ニ依ッテ非常ニ變ル傾向ガアル、ソコデ場合ニ依レバ是デハ足リナイコトモ起ルカモ知レナイ、トニナルカモ知レナイ、サウ云フ場合ニ社會ノ情勢ニ應ジテ變更シテ行カナケレバナラス、從ヒマシテ是ハ所謂臨時法ト云フ意味デナク、特別法トシテ、其ノ時ノ必要ニ應ジテ便宜改正變更シ易イヤウニ、固ヨリ刑罰ト雖モ改正變更差支ナイコトデアリマ

スケレドモ、我々ノ概念トシテ刑法、民法ナント云フモノハ一ツノ大キナ重大法典デアッテ、是ハ餘リニ慎重ノ矢張リ又手續ヲ經テ、例ヘバ昔ノ法典調査會ト云フヤウナ慎重ノ手續ヲ經ナケレバナラヌモノデアル、ソレニ變ラナイ性質ノモノデアルト思フノデアリマスガ、徒ヒマシテ度々刑法ノ改正ト云フコトヨリモ、一ツノ特別法トシテ其ノ時ノ社會情勢ニ應ジテヤツテ行クコト、恰ニモ合フノデヤナイカトモチヨット考ヘラレルノデス、臨時法ナルガ故ニト云フ意味デハナイノデス

○政府委員(三宅正太郎君) 御言葉ノ通り此ノ種ノ法令ハ、是ダケデ足リ爾場合モアリ、又更ニ是以上ノ色々ノ工作ヲ加ヘタ法令ヲ必要トスルコトモアルコトハ誠ニ其ノ通リデアリマス、唯基本ト致シマシテハ、此ノ程度ノモノハ刑罰ノ中ニシッカリ入レテ置ク方ガ宜イノデヤナイカト考ヘルノデ、更ニ是以上ノコトニ進メバ、勿論特別法ヲ以テ其ノ時々ニ應ジテ規定ヲ設ケル必要ガアルノデヤナイカト、コンナ風ナ見解デ本案ヲ提出致シタ次第デアリマス

○河原田稼吉君 尚只今迄ハ警察犯處罰令其ノ他デ極ク輕イ規定ガアリマシタガ、斯ウ云フ時勢ニハ、今迄ノヤウナ警察犯處罰令ノヤウナモノデハ不十分デアル、是デハイカヌト云フコトハ固ヨリト思ヒマスガ、就キマシテハ、之ノ必要トスル理由ハ、概括的ノ理由ハ只今承リマシタケレドモ、其ノ事例……斯ウ云フ場合ガアッテ斯ウダトカ、又斯ウ云フコトノ不都合ガアッテ斯ウダ、コンナヒドイノモアッタト云フヤウナ事

フヤウナ肚ヲ政府ノ方デハ御決メニナツテ
居ルノデアリマセウカ、少シ説明ガヤ、コ
シクテ御分リデゴザイマセウカ

○政府委員(三宅正太郎君) イヤ結構デ
シテハナイノデアリマスガ、是ハ今チヨット此
處ニ手許ニ持ツテ居リマセヌガ、國防保安法
案ニ同様ナ規定ガゴザイマスノデ、ソレト
ノ權衡上今申上ゲマシタヤウナ多少刑ヲ高
メタ關係モゴザイマスノデ、此ノ點ニ付キ
マシテハ國防保安法案ノ方ノ刑ト御對照ヲ
願フト、此ノ假案ノ刑ヲ態ト變ヘマシタ理
由ハ御分リカト思ツテ居リマス

○竹下豊次君 ソレカラ今度ハ外ノ問題ニ
付キマシテ御尋ネ致シタイト思ヒマス、只
今御配付ヲ戴キマシタ参考資料ニ依リマシ
テ拜見シタノデアリマスガ、國家總動員法
ノ改正案ノ第十八條ニ依リマシテ出來ル團
體又ハ會社ノ役員ニ對スル瀆職ノ規定ガ
創案サレテ居ルヤウデアリマス、サウ云フ
種類ノ役職員ノ贈賄、收賄ト云フヤウナ點
モ御認ニナルト云フコトハ誠ニ結構ナコト
ダト思ヒマスガ、ドウモ私考ヘマスル所、
斯ウ云團體及會社ノ役員等ノ現在ノ社會
的ノ地位、權能ト云フモノヲ考ヘマスル時
デアリマス、サウシマスルト云フト、矢張リ
リサウ云フ種類ノ職員、役員ニ對シマシテ
モ、公務員ト同程度ノ瀆職ノ罪ヲ認メルト
云フコトガ必要デヤナイカ、斯ウ考ヘマス、
サウ云フ風ニ考ヘマスルト云フト、矢張リ
公務員ニ準ズルモノトシテ取扱フトガ云フ
ヤウナ規定ヲ、刑法法典ノ中ニ一箇條御設ケ

ニナツテハ如何カト思ヒマス

○委員長(小山松吉君) チヨヅテ私カラ御
尋ネシマスガ、只今ハ總動員法四十六條
ニ依ル「第十八條第一項又ハ第三項ノ規定
ニ依リ」云々ト、是デスカ

○竹下豊次君 第十八條ニ依リマシテ……
○委員長(小山松吉君) 法人其ノ他ノ團體
ノ役員……何ト云フ御話デスカ……御尋ノ
趣意ハ「第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ
依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ」、此ノ條文デ
スカ、チヨット分リ兼ネルノデスガ

○竹下豊次君 第四十六條デゴザイマス、
第四十六條ニ依リマシテ設ケラレマスル、
「統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員又ハ
使用者」ト、是デゴザイマス、之ニ對スル
收賄罪ヲ御認ニナシタト云フコトハ結構ナ
コトデゴザイマスルガ、併シ公務員ト同等
ノ扱ヒヲ受ケテ居ナイト……

○委員長(小山松吉君) 分リマシタ
○竹下豊次君 ソレデ公務員ト社會的ノ地
位權能等ヲ較ベマシテ、必ずシモ輕イモノ
トハ思ヘナイ、ソレデ公務員又ハ之ニ準ズ
ルモノトシテ、公務員ト同ジヤウナ責任ヲ
負ハセル規定ヲ刑法ノ法典ノ中ニ御加ヘニ
ナシタラドウカト、斯ウ云フ譯デゴザイマス
○政府委員(三宅正太郎君) 是ニハ多少沿
革トデモ申シマスカ、サウ云フモノガゴザ
イマスノデ、實ハ御承知ノ通り、商法ノ四
百九十三條ニ、發起人其ノ他會社ノ役員ニ
對スル斯ウ云フ一種ノ賄賂、贈收賄ノ犯罪
ニ付テノ規定ヲ設ケマシタ、ソレガゴザイ
マスノデ、ソレニ對シテ又其ノ方ヘ、今度
ハ總動員ノ方ノ規定ヲ又其ノ上ニ冠セタ次
第デゴザイマス、サウ云フコトデ、マア謂
云フノハ大飛躍ノヤウニ思ヒマス、丁度竹

一ニ當リマスノデ、寧ロ其ノ方ヲ狃ヒマス

關係上、公務ヘトコツチヘ引張ラズニ、其
ノ方ト歩調ヲ合ハセル意味デ規定ヲ設ケタ
次第デゴザイマス

○竹下豊次君 商法ノ規定ハ大體其ノ背任
ト云フコトガ主ニナツテ居ルノデヤゴザイ
マセヌカ、贈賄ノ方面ト同ジヤウニ取扱フ
ト云フヤウナコトハナカツタカノヤウニ思
ヒマスガ、御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(三宅正太郎君) チヨヅト讀ミ
マス「第四百八十六條若ハ第四百八十七條
ニ掲グ者、検査役又ハ監査委員其ノ職務
ニ關シ不正ノ請託ヲ受ケ財產上ノ利益ヲ收
受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ三年以
下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス」斯
ウ云フ規定ガゴザイマス「前項ノ利益ヲ供
與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者」
ト云フ規定ガアリマス

○政府委員(三宅正太郎君) 大體犯罪ノ規
模ガ大キクナリマシタ關係モゴザイマスノ
デ、犯罪ニ依テ利得セムトスル金額又ハ利
モアルノデアリマセウカ、其ノ御考ニナツ
タ基礎ヲ承リタイト思ヒマス

○竹下豊次君 現在提案サレテ居リマスル
モノニ、公務員ヲ罷メタ後ノ責任等ガ織込
ンデアリマスガ、矢張リサウ云フコトモゴ
ザイマスカ

○竹下豊次君 現在提案サレテ居リマスル
モノニ、公務員ヲ罷メタ後ノ責任等ガ織込
ンデアリマスガ、矢張リサウ云フコトモゴ
ザイマスカ

○政府委員(三宅正太郎君) 商法ノ方ニハ
ソレハゴザイマセヌ、「タリシ者」ト云フモ
ノハゴザイマセヌ

○中川健藏君 私モ竹下委員ノ質問ノ罰則
ノコトニ關聯シテチヨット承リタイノデス
ガ、從來罰金刑ハ大抵千圓臺デアツタト思
フノデアリマス、今度國防保安法ニ十萬圓
ト云フノガ出テ來タ、ソレト釣合ヲ取ッタ爲
ニ十萬圓ノ罰金刑ヲ科スルコトガ出來ルト

云フコトガ出テ來タ、實ハチヨット改正假
案ヲ見マスルト、改正假案ニモ一萬圓臺ト云
フモノガアルヤウデアリマスガ、十萬圓ト
云フノハ大飛躍ノヤウニ思ヒマス、丁度竹

下君ノ先程言ハレタヤウニ、此ノ後刑罰ノ
規定ヲ設ケルコトノ是ガ一ツノ標準ニナル
ダラウト思フノデアリマスガ、十萬圓程度
ヲヤツテ置クコトガ現在ノ社會狀況トシテ必
要デアル、是ダケノ財產刑ヲ科サナケレバ
ナラス場合ガ相當想像サレルト云フヤウ
ニナツテ、而モ十萬圓ト云フヤウナ標準ヲ決

○中川健藏君 今度ノ改正案ヲ見マスルト、
兎ニ角犯罪ニ依テ得タルモノ、或ハ其ノ報
酬トシテ得タルモノハ皆沒收スルヤウニナツ
テ居リマス、ダカラシテ犯罪ニ依テ得タ

ヨシトナイカト思ヒマス、又罰金刑ト體刑ト
ヲ併科スルコトヲ得ルトアリマスカラ、選
擇デナシニ、大體併科スル場合ニ矢張リ十
萬圓ヲ標準ニスル、斯ウ云フコトノヤウデア
アリマスガ、サウ云フコトデハナイノデア
リマスカ

アツタカ知テスガ、一萬圓以下ト云フノが、ツ
見エテ居ツタヤウデスガ、騒擾罪ナドハ矢
張リ五千圓ノ罰金ニナツテ居リマス、ソレガ
此ノ提案デハ一萬圓デナク、一躍シテ十萬
圓以下ニナルト云フノガカラ、何カ相當ニ
エライ見込ヲ變ヘル必要ガアルト云フコト
デナケレバチヨットヲカシイヤウニ思ハ

リマシテ、是ハ實際容易ナテ又犯罪デアリマス
マス爲ニ、十萬圓ト云フ刑罰ヲ併科スルコ
トガ出來ルコトニシタ譯デアリマス
○男爵松平外與麿君 只今ノ中川サンノ御
尋ニ關聯シテチヨット伺ヒタイ、此ノ百五條
ノ四ノ十萬圓ト云フノハ、國防保安法案ニ
スカ、是レト關聯……見合ヒノ結果載セタ

イノデゴザイマス、デアリマスカラ此ノ刑法ノ假案ハ、矢張リ從來別ニ臨時的ナ立法定シテ考ヘタ譯デアリマセヌデ、矢張リ恆久的ナ刑法ノ條文トシテ必要ダトシテ考ヘタ譯デアリマス、其ノ點ニ付テハ誤解ナイマス、ヤウニ御願ヒシタイト思フ次第デアリマス、○山隈康若只今ノ質問ニ關聯シタコトデ

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

○政府委員(三宅正太郎君) 成ル程没收
追徴ガゴザイマスガ、罰金ハ之ヲ強制致シ
マスルノニハ勞役場留置ト云フ強制手段ガ
ゴザイマスガ、沒收ハ沒收スベキモノガナ
ケレバ沒收ハ出來マセヌシ、追徴ハ之ヲ勞
役場ニ留置シテ追徴金ヲ取り上ゲルト云フ
コトモ出來マセヌノデ、謂ハバ刑トシテ一

○政府委員(三宅正太郎君) 今御示シノ如
ハ多分百五條ノ四ノ二項ノ十萬圓ノ御話ダ
ト思ヒマスガ、是ハ國防保安法ニ此ノ通リ
ト萬圓ト云フ規定ガゴザイマスノデ、ソレ
ト歩調ヲ合ハセタ譯デアリマス

○中川健藏君 國防保安法デサウシマシタ

ノテスガ
刑法が恒久的ノ法律デアルトニ
フ立場カラ行キマズナラバ、先程河原田サ
ンノ言ハレタ通り戦時立法ト云フモノハ或
程度迄矢張リ特別法ニ任シテ置イテ、大體
ノ根本原則ヲナルベキモノダケヲ所謂刑法
法典トシテ止メテ置クノガ、所謂立法技術
ト云フ上カラ妥當デヤナイカ、サウシマヤ

アリマスカ、此ノ國防保安法案ハ十條三款
リマスルト、此ノ場合ニハ「外國ト通謀シテアリ
ハ外國ニ利益ヲ與フル目的」ト云フコトデアリマス、
リマス、改正ノ百五條ノ四ノ場合ハ、必ずシモ
シモ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル
サウ云フ目的ガナクテモ、此ノ規定ニ依ツ
處罰サルベキモノト思フノデアリマス、其

[View all posts by admin](#)

番威力ノアルモノハ罰金刑デアリマスカラ、矢張リ罰金刑ト云フモノニ依テ十分ニ一般ノ人ニ威嚇ノ效力ヲ與ヘル爲ニハ、餘リニ罰金刑ノ低イコトハ犯罪ヲ防遏スルト云フ趣旨ニ反スル、斯ウ云フ譯デアリマス、強チ非常ニ高ク致シタト云フ譯デハアリマセヌガ、何分ニモ例ヘバ失火罪ヲ三百圓以下ト云フヤウナコトニ致シマシタノデハ、ソレ等ノコトガ……ドウシテモ失火罪ヲ三百圓以下ニシタト云フヤウナ標準デ從來ノ刑法ガ出來上シテ居リマスノデ、此ノ點ダケハモウ少シ率ヲ引上ゲナケレバ一般ノ制裁ニナラナイグラウ、斯ウ云フ考デ致シタ次

理由ガ、何カ從來ノモノヨリ特ニ變ル特殊ナ理由ガアツタノデセウカ、唯國防保安法デヤツテ居ルカラ此方ノ法律モ其ノ儘準スルト云フノモヲカシイヤウデスネ、何カ適當ナ刑罰ノ標準ニナルノダト云フコトナケレバナラヌヤウニ思ヒマスガ、ドウデスカ

○政府委員(三宅正太郎君)　百五條ノ四ノ如キハ戰時、事變等ニ際シテ自分ガ暴利ヲ得ル爲ニ、例ヘバ有ラヌコトヲ言ッテ銀行ノ取付ヲサセテ、國民ノ經濟ノ運行ヲヒドク阻害スル、サウンシテ秩序ト云フモノヲ極度ニ阻害スルト云フヤウナコトデアリマシテ、誠ニ許タト云フヤウナコトデアリマシテ、誠ニ許ガ自分ノ暴利ヲ得ムトスル所ノ心カラヤツ

又ケレバ……今ノ御話ニ依リマスト、戰時立法ガ出來レバソレニ見合ハシテ總チノ法典ガ變ルト云フノダカラ、ドウモ大法典タル價値ト云フ點カラ非常ニ疑問ガ生ズルト思ヒマスガ、其ノ點ニ付テハ司法省ハ十分御研究ニナツタノデハアリマセウガ、何故之ヲ戰時立法、戰時法律、特別法律ノ方ニ御任セニナルコトガ出來ナカツタノデアリマセウカ、ドウシテモ此ノ刑法ト云フ恆久的ノ法典ノ中ニ入レナケレバナラナイト云フ強イ理由ガアリマスレバ、参考ノ爲ニ伺ヒタイト思ヒマス

國ト通謀シ外國ニ利益ヲ與フルト云フコトハ、單リ國內ノ經濟上ニ不安ヲ來スノミニラズ、是ハ重大ナ結果ヲ惹キ起スコト由フノデアリマス、其ノ保安法案ノ十條ト百五條ノ四ノ刑罰ガ同一デアル取扱ハ、稍横衡ヲ失シタヤウナ感ヲスル譯デアリマス、又はハマア申ス迄モナイコトデアリマスルガ、御質問ニナリマシタカラ明白ニシタイト存ジマスルガ、第百五條ノ四ノ場合ハ、必ズシモ利益ヲ得ナクトモ、暴利ヲ得ル目的デアレバ、其ノ結果ノ利益ヲ得ナクテモ差支ナイ場合デアリマスルカラ、沒收等ノ點併セ行ハル、モノデナイ場合モ想像セラルヤウニマア考ヘルノデスガ、第一ノ點ニ付テ御説明願ヒタイト思ヒマス

○中川健藏君 従來ノモノヨリ多少高クナルト云フコトハ是ハ私モ相當ダラウト思ヒマスガ、併シ殆ド是迄ハ先ヅ多クテ五千圓、三千圓ト云フヤウニ千圓臺デアッタノデアリマス、ソレカラ假案ニ於テモドノ犯罪デ

シ難イ點アリマスノテ無期又ハ一年以
上ト云フ重イ刑ヲ科シタ譯アリマス、從
テサウ云フコトヲスル人間ガ相當ニ金ナ
ドヲ持ッテ居ルヤウナ者アリマスレバ、十
萬圓以下ノ罰金ヲ併科シテモ尙慊ラナイト
云フ風ニ考ヘテ、此ノ規定ヲ設ケタ譯アリ

處ニ入レタ譯テアリマシテ國防保安法王國ト連謀スルト云フ風ナ關係ニ於テソレヲ唯外局ノ所、此ノ刑法假案ノ規定ノソレモ此ノ刑法ノ假案カラ出發シテ居ルト御了承願ヒタ

○政府委員(三宅正太郎君)是ハ斯ウ云
風ニ私共ハ考ヘテ居ルノデアリマス、國防
保安法ノ方ハ勿論許スベカラザル行爲デ
ザイマス、アレハマア外患のナ外國ト通謀マ
ルヤウナ外患罪、外患的ナ經濟攬亂罪、此ノ
方ハマア内亂的ナ經濟攬亂罪、其ノ點ニ付

テ矢張り外患ト内亂ト、成ル程ソレハ何レ
外患ノ方ガ重イト云フ思召ハゴザイマセウ
ケレドモ、併シ内亂的ナ此ノ殊ニ戰時、
天災等ニ於テ、内亂的ナ經濟攪亂ヲスルヤ
ウナ者ニ對シテモ、矢張リ相當ニ強イ制裁
ヲ加ヘルト云フコトガ、現在デハ必要デハ
ナイカト考ヘマスノデ致シタノデアリマス、
多少ソコニハ御意見ノヤウナ幾ラカノ差ハ
ゴザイマスカモ知レマセヌガ、ソコニ非常
ニ大ナ區別ガアルトモ考ヘナイノデ、斯ウ
云フ案ヲ作ツタ譯デアリマス

○山隈康君 國防保安法ノ方ノ場合ハ、目
的ハ外國ト通謀シ外國ニ利益ヲ與フル目的
デアリマスルケレドモ、其ノ金融界ノ攪亂
重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害、其ノ他ノ
方法ヲ以テ、國民經濟ノ運行ヲ等シク阻害
スルト云フコトハ、矢張リ百五條ノ方ト同
様ニ國內ニ於ケル危險ヲ併セ生ズルモノデ
アツテ、國內ニ於ケル危險ガ更ニ外國ニ大ナ
ル影響ヲ來ス場合ハ、單ナル國內ノミニ止
ルノトハ相當開キガアルヤウニ考ヘルノデ
スガ……

○政府委員(三宅正太郎君) マア是ハ御言
葉ヲ返スヤウデ恐縮デゴザイマスガ、結局
此ノ外國ト通謀シナインデモ、斯ウ云フ百五
條ノ四ノヤウナコトヲ戰時……假ニ戰時ニ
付テ致シマスレバ、外國ト通謀シナクテモ、
結果ニ於テハ結局外國ニ乘ゼラル、コトニ
ナリマスルニ於テハ、國內ニ於ケル損害ト
云フモノハ多大デアリマスノデ、サウ云フ氣
意味カラ相當嚴罰ニ處シタイ、サウ云フ氣
保安法ノ刑罰ト同様デアルト云フコトガ權
持カラ出テ居ルノデゴザイマス

○山隈康君 餘リ諱イヤウデアリマスガ、
私ハ嚴罰ヲ非難スル譯デハアリマセヌ、唯
保安法ノ刑罰ト同様デアルト云フコトガ權

○男爵村田保定君　只今ノ御質問ニ關聯シテ、此ノ百五條ノ四ノ金融界ノ攪亂ト云フコトハ、先程御話ガアッタヤウデアリマスガ、之ノ實例ヲ此ノ次ノ秘密會ニ於テ御話下サル譯ニ行キマセヌカ

○政府委員(三宅正太郎君)　畏コマリマシタ

○竹下豊次君　續イテ御尋ネ致シマスデスガ、此ノ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律ノ附則ノ末項ニハ、「本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス」と斯考ヘテ見マシテモハッキリシナインデアリマス、假ニ蔣介石トノ話合ガウマク行クト致シマシテモ、ソレダケデハマダ支那事變ガ終了致サナイト思フ、何故ナラバ、產重ガ何時迄モノ活躍スルダラウ、先づ半永久的ニ活躍スルダラウト云フコトハ豫想ガ出來ルノデアリマスガ、サウスルト支那事變ト云フモノハ半永久的ニ終了出來ナイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ宜イノデアリマスカ、其ノ點政府ノ方デドウ御考ニナッテ居ルノデアリマスカ、御説明ヲ願ヒタイ

○政府委員(三宅正太郎君) 支那事變ト云
モノハ唯自然ニ何時ノ間ニカ無クナッテ
シマウンダト云フ風ノ意味デナク、支那事
變ガ終ツタト云フコトノ時期ハ、何カノ方法
デ明確ニサレルト我々ハ了解シテ居リマス、
サウシテ何時モ立案ニ付テハ終了トシテ居
ル、ドウ云フ方法デソレガ出來ルカト云フ
コトニ付テハ、只今チヨット申上げ兼ネマス
ケレドモ、何レニ致シマシテモ其ノ時期ハ
ハツキリ國民ニ分ルヤウニサレルモノト私
共ハ常ニ考ヘテ居リマス

○竹下豊次君 此ノ案ト直接ノ關係デハゴ
ザイマセヌケレドモ、御許ヲ願ヒタイト思
ヒマスケレドモ、近頃出マシタ此ノ統制關
係ノ法律、勅令ナドヲ見マスルト云フト、
此ノ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル
法律ノヤウニ、一年内ニ之ヲ廢止スルト云
フヤウナコトガ書イテナインガ大分多イノ
デアリマス、サウスルトドウ云フ風ニ達フ
譯デスカ、勅令ノ大部分ハ書イテナイヤウ
ニ思ヒマス、總動員法ハ如何デスカ、是モ
書イテナカツノデヤナイカト思ヒマス

○政府委員(大竹武七郎君) 其ノ點ハ、國
家總動員ト云フヤウナモノノ必要ハ、支那事
變中ハ勿論必要デアリマスガ、ソレト直接
ノ關係ナク絶ヘズ必要ナコトデアリマス、
法律ノ中ニ、支那事變ノミヲ目當ニシマシ
テ、サウシテ立案致シマシタ法律ハ、ソレ
ヲ立案スル時ハ、只今御尋ノヤウナ附則ヲ
加ヘルコトニ致シタ次第デアリマス

○織田萬君 河原田委員カラ、此ノ改正法
案ハ現在ノ時局ニ於ケル諸般ノ事情ノ必要
ニ依クテ出來タモノデアルトスレバ、一般刑法
法ノ改正トセズシテ、戰時特別ノ立法トデ
モシタ方ガ穩カデハナカラウカト云フヤウ

ナ御意見ガアツタヤウデアリマスガ、私モ
何トナク同ジヤウナ感ジヲスルノデアリマ
ス、殊ニ此ノ安寧秩序ニ對スル罪ノ中ノ公
務員又ハ仲裁人ノ贈收贿ニ關スル規定ノ如
キハ、是ハ餘程政府トシテモ慎重ニ考ヘル
ベキコトデヤナカラウカト思ヒマス、元來
「公務員又ハ仲裁人」トアリマスルケレド
モ、主トシテ實用ノアルノハ官公吏デアリマ
リマセウガ、官公吏、殊ニ官吏ハ申ス迄
モナク服務紀律ノ下ニ於テ其ノ清廉ナルベ
キ義務ヲ負ハサレテ居ルノデアリマス、實
際其ノ瀆職罪ヲ適用セラル、ヤウナ官吏ヲ
政府ガ使ツテ居ルト云フコトハ、政府トシテ
既ニ濟マナイコトデアリマス、デアリマス
カラシテ實際ニ於テハ其ノ瀆職罪ノ適用ハ
全クナイト云フ位デナケレバ、政府ノ職責
トシテハ濟マヌ位ナモノト思ヒマス、ガ併シ
シ實際サウ云フコトヲスル譯ニモ行キマス
マイカラ、萬一ノ場合ヲ見テ官吏ノ瀆職罪
ト云フモノガ、是ハ我國ノ刑法ノミナラ
ズ、何レノ國ノ刑法ノ規定ニモアリマス、
併シソレハ一般ノ場合ニ於ケル規定デアル、
勿論萬一ノ場合ニ應ズル爲ニゾレ等ノ規定
ガナイ譯ニハ行キマスマイ、併シ此ノ案ニ
依レバ、現在ノ時局ノ爲ニドウモ瀆職ガ殖
エタ、或ハ殖エル傾向ガアルト云フヤウナ
コトヲ見テ、斯カル改正案ヲ御出シニナッタ
ト見ル外ハナイノデアリマス、如何ニ現在
時局ガサウ云フヤウナ結果ヲ生ジタシテ
モ、政府ハ其ノ罪ヲ時局ニ歸スルト云フコ
トハ出來ナイ譯デアル、先づ左様ノ清廉ヲ
缺クヤウナ官吏ノナイヤウニ、努メテ官吏
ノ肅正ト云フコトヲ進ンデヤラナケレバナ
ラナイ、此ノ改正案ヲ出ス前ニ官吏肅正ノ
實ヲ政府ガ擧グベキデアルト私ハ思フノ云

案ガ要ルト云フコトデアルナラバ、ソレハナカノ政府モ幾ラ注意ヲシテモ、サウ目ガ届キ兼ネルト云フヤウナ所ガアルカモ知レマセスガ、マア私實際ノコトハ知リマセス、併シマア噂ニ依レバ或省ノ役人ハ殆ド收賄若シクハ之ニ近イコトヲシテ居ラナイ者ハナイト云フヤウナコトデアリマス、此ノ改正ヲ御企テニナリマシタノハ、マア噂ノヤウナコトハ私ハ信ジマセヌケレドモ、ソレニ近イヤウナ今時世ニナッテ居ツテ、甚ダ嘆カハシイ時世ニナッテ居ルト云フヤウナ所カラ、此ノ改正ヲ御企テニナッタノデアリマスカ、其ノ點ヲ先ヅ一ツ伺ヒ、又ソレ等ノ今日ノ甚ダ憂フベキ傾向ハ、是ハ戰時非常時局ニ於テ誠ニ已ムヲ得ナイ、サウ云フカナ罰條或ハ嚴重ナ罰條ヲ設ケルノデアルト云フヤウナ御考デアルノデセウカ、其ノヤウナ結果ニナッテ居ルノデアルカラシテ、之ニ對スル措置ヲ執ル爲ニ、斯クノ如キ細カナ罰條或ハ嚴重ナ罰條ヲ設ケルノデアルト云フヤウナ御考デアルノデセウカ、其ノ邊ヲチヨット伺ヒタイト思ヒマス

モノガ相當ニ甚ダシクナツテ來タコトハ、遂年其ノ趨勢ヲ激シクシテ居ルノデアリマシテ、其ノ關係上官吏ニ對スル瀆職ト云フモノノモ相當ナ數ニ上リツ、アルノデアリマス、是ハ新シイ此ノ法律ヲ作リマシタ爲ニソレガズットドンヽ激減スルトモ考ヘラレマセヌケレドモ、併シ少クモ誘惑ニ對シテ今少シク志操ヲ堅固ニシテ、ソレヲ排除スルダケノ力ハ養ハセタイト思ヒマス、ソレニハ又誘惑スル人モ遠慮シテ貰ヘルト云フ關係モアリマス、サウ云フ關係上旁、刑罰ヲ嚴ニ致シマシテ賄賂者、收賂者雙方ヲ戒メテサウシテ斯ウ云フ不祥ノ事ノ起ラナイヤウニ致シタイ、斯ウ云フ趣旨デ提案致シタ次第デアリマス

○山隈康君 尚私第百五條ノ趣旨ニ付テ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、私マダ十分研究ヲシテ居リマセヌカラ、或ハ御尋ガチト愚ニ近イカモ知レマセヌガ、本條ノ規定ハ目的の罪デアツテ、而モ暴利ヲ得ルト云フコトヲ限定シテ居リマスガ、若シ暴利ヲ得ル目的デナクシテ、平和ヲ攬亂スルコトヲ目的トシタ場合等ハ、此ノ法文ニ依ッテハ處罰ガ出来ナイ、目的ヲ限定シテアリマスヤウデアリマスカラ出來ナイヤウデアリマスガ、ソレハ何カ他ノ法律ニ依ツテ處罰ガ出來マスガ

○政府委員(三宅正太郎君) 若シ其ノ事項ガ、大體虛偽デアレバ百五條ノ三ノ方へ入リマシテ、人心ヲ惑亂スル、或ハ經濟上ノ混亂ヲ誘發スルト云フヤウナコトハ此ノ方へ入ルモノト思ヒマス

○山隈康君 ソレハ第百五條ノ三デ處罰ガ出來ルト云フ御趣意デアリマスルガ、結局暴利ヲ得ル目的デモ平和ヲ攬亂スル目的デモ、其ノ犯罪ノ社會ニ及ボス害惡ハ同様デ

アリマシテ、第百五條ノ三ノ場合ハ三年以下ノ徵役デ、罰金ハ三千圓、一方ハ無期若シクハ一箇年以上デ大分權衡ヲ失スルヤウニ考ヘマシテ、チョット御説明ガ了解シ兼ニスマスルガ……

○政府委員(三宅正太郎君) 矢張リソコガ第百五條ノ四ハ目的罪デアル、百五條ノ三ハ目的罪ニナラナイト云フ、サウ云フコトヲ流布スルト云フコト自體ニ於テ直グニ科シマスノデ、百五條ノ三ノ方ハドウシテモ輕クナル一般的ニハ輕クナルト云フコトニ御了承願ヒタイト思ヒマス

○山隈康君 ドウモ私頭ガ惡イ爲ニ御説明ガ一向頭ニ入リマセヌガ、私ノ御致シマスル趣旨ハ、暴利ヲ得ル目的ト、平和ヲ攪亂スルト云フ目的ハ同様ニ處罰スペキモノデハナイカト云フノガ質問ノ趣旨ニアリマス

○政府委員(三宅正太郎君) 私ノ方ノ御説明ガ惡インデヤナナイカト思ヒマスガ、唯若シ平和ヲ攪亂スルト云フコトガ、唯平和ヲ攪亂スルト云フダケノ氣持デヤッタト云フ場合ナラ、今御説ノ通リ百五條ノ三ニハ行キマスガ、平和ヲ攪亂スルト云フ目的デ外國人ト通謀スルト云フヤウナコトデアリマスレバ、ソレハ即チ國防保安法ニ行クノデアリマス、或ハ單ニ外國人ト通謀シナイデ平和ヲ攪亂スルト云フ目的デヤッタ場合ニ於テハ、百五條ノ三デハ輕イデハナイカト云フ御質問ニ對シテハ、マア或ハサウ云フ風ナ御説モアルカト存ジマスガ、百五條ノ三デ廣ク其ノ目的ノナイ部分ヲ網羅シタト重イモノモ百五條ノ三ノ方ヘマア入ッテ來テ居ルト、斯ウ御考ヲ願フ外ハナイカト思

ノカ ○山 フノモウ少シモウト思
○河 ○宣段ト思
○政 ○ト云既ニ立案
○委 ○ガ、既ニ立案
○河 ○暗殺
○云フ
○ウナギ
○リマ
○河 ○是モレマ
フ、頼ヒ
ガ虚偽
ル場

太郎君の所持題二十一
ノイント甲
スラシニハ
ハ、或ハ
ハ、或ハ
御考一

テハ、明ガ亞機會ニ置キタ
致シモ、其ノモ逐ツシウズ
モバ、問問モバ
他ニシウズ
アタリリマシニ
法等ニシウズ
タルカタト
ト云フ
リマス店
次第ニ
ベ大宮
アル：
アル：
ハ句カモナ
御説明書
事實ト
柄自體
或ハ當
ラルベ白
ラルベ白

アヤトフルシテハ亂 ハア ザザ 段テス イ外ハ尙イ

ガソレヲ本當ト信ジテ居ッテモ客觀的ニソ
レハ虛偽ダト云フノハ入ルノカ、矢張リ虛偽ト云
分トシテハ虛偽ト知リツ、流布シタト云フ
コトニナルノカ、ドチラナノデアリマセウ
カ

○政府委員(大竹武七郎君) 虛偽デアルト
云フコトノ認識ヲ必要ト考ヘマス

○河原田稼吉君 「流布シ」ト云フ字ヲ、前ニ
使ツテ居ルノナラバ尙御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(大竹武七郎君) 多數ノ人ニ傳
播スルト云フ趣旨デゴザイマス

○河原田稼吉君 マア我々チヨット是ハ字
句ノアレハ分リマシタガ、或ハ此ノ結果カ
ラ言フト、自分ガ虛偽タルコトヲ承知ノ上
デナクテモ、本當ダト思ツテ居ッテモ、隨分
實害ガ多イコトモ可ナリアル、ソレカラ又
百五條ノ「第二項アタリデ銀行預金ノ取
付其ノ他經濟上ノ混亂ヲ誘發スル」是モサ
ウ云フコトヲ承知ノ上デヤル宣傳ガ、若シ
詰ラヌ者ナラ大シタ實害ハナイ、併シ或ハ
偉イ學者トカ偉イ權威ノアル先生ガ、例ヘ
意見ナドヲ申述ベルヤウナ場合ニハ、寧ロ
バ銀行預金ト云フモノハ國家管理ヲシナケ
知レス、實害ノ點カラ言フト色々ナ場合
ガアルンデヤナイカ斯ウモ思ハレルノデス
ネ、サウ云フモノニ付テハ、モウ今日ハマ
アマア差支ナイスウ云フ御意見デアルノカ、
或ハ他ニソレ等ノ取締法規ガアルノデアリ
マスカ、御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(大竹武七郎君) 其ノ點ニ關シ
マシテハ、刑法典ノ規定ト致シマシテハ虛
偽ノ事實ヲ流布シタト云フ場合ニ限ルノガ
適當デアラウ、即チ道德的ノ犯罪ト云フ立

場カラ考ヘテ行キマスト、矢張リ虛偽ト云
フ限定ヲ付ケテ置ク方ガ必要デアラウト云
フヤウニ考ヘタ次第アリマス、實害ノ起
ルト云フ點カラ考ヘマスト御尤モデアリマ
シテ、本當ノコトヲ言ツテモ人心ヲ惑亂ス
ル、不安ナラシメルト云フコトハ有リ得マ
ス、其ノ場合ニ於キマシテハ、現行法ト致
シマシテハ例ヘバ安寧秩序ヲ紊スモノトシ
テ新聞紙法ノ規定ノ適用ニ依ルト云フヤウ
ナ場合ガ起り得ルカト考ヘテ居リマス

○河原田稼吉君 ソコデ又私ノ先程申シマ
シタヤウナチヨット考ガ又浮シテ來ルノデ
スガ、只今ノ御説ノヤウニ刑法ト云フモノ
ハ一つノ、何ト言ヒマスカ、チャント虛偽
ノ事實ナラ虛偽ノ事實ト云フハッキリシタ
意味ノ幾ラカ……法律的ニハ何ト言ヒマス
カ、慥リシタモノデ行カナケレバナラヌ、
刑法ノ法典ハ行カナケレバナラヌ、處方社
會的ノ今日ノ現狀カラ行ケバ、今ノヤウニ
ハ、サウ云フコトヲ流布スル者ヲ取締ルト
見テ、只今申スヤウニ假令虛偽ノ事實デナ
クテモ、社會ニ非常ニ惡影響ヲ及ス場合ニ
ハ、サウ云フ譯デアリマシタノガ、今日デハ場合
ニ依ルト法規ヲ以テ思想ヲ取締ラナケレバ
ナラヌコトガ起ルカモ知レナイ、サウ云フ
ハ輕イノデスウ云フモノヲ作ラナケレバナ
ラヌト云フコトニナシタノデセウガ、先程
私ガチヨット思ヒ付イタコトデアリマスガ、
如何デスカ

○政府委員(大竹武七郎君) 其ノ點ニ付キ
マシテハ此處ニ書イテアリマスヤウナ、人
心ヲ惑亂スル目的ト云フコト、而モ虛偽ノ
事實ト云フコト、尙百五條ノ三、四ノ如キ
シヤルヤウニツノ、何ト言ヒマスカサウ
要件、暴利ヲ得ルコトヲ目的トシテト云フ
アレバ、少クトモ安寧秩序ニ關スル罪ハ別
箇ノ特別法典ニシテ、又例ヘバチヨット私
ガ申上ガ又多少御心配ニナシテ居ルンデヤ

ナイカト思ヒマスガ、サウ云フコトノ起
サウナ場合ニハ、其ノ特別法ノ中ニ又加ヘ
テ、此ノ範圍内ニ於テハ恆久性ヲ持ツテ居ル
ト稱セラレル刑法ノ中ニ入レテ置ク方ガ適
ガ、私ハ刑法法典ノ改正ヨリカサウ云フ方
ガドウモ實際ニ合フンデヤナイカ、況ヤ方
方ニ此ノ條文ヲ刑法デ見、此ノ方ハコッチノ
法デ見ル、或ハ治安維持法ヲ見ナケレバナ
ラス、色々見ナケレバナラヌト云フコトハ、
人民トシテハ非常ニ不便デヤナイカ、寧ロ
今日ノ此ノ理由書ニ書イテアル通り非常時
局下ニ於ケル社會ノ安寧ヲ維持スル爲ニ
ハ、此ノ法ヲ見レバ分ルト云フヤウニ私ハ
特別法ニ纏メラレルノガ宜イデヤナイカ、
特別法ニ定メラレル、サウシテ社會情勢ヲ
ノヤウニ例ヘバ新聞紙法トカ治安警察法或
ハ警察犯處罰令ハ輕イノデ、サウ云フモノ
外ニモツト實害ノアルモノガアル、今御話
ハ、サウ云フコトヲ流布スル者ヲ取締ルト
見テ、只今申スヤウニ假令虛偽ノ事實デナ
クテモ、社會ニ非常ニ惡影響ヲ及ス場合ニ
ハ、サウ云フ譯デアリマシタノガ、今日デハ場合
ニ依ルト法規ヲ以テ思想ヲ取締ラナケレバ
ナラヌコトガ起ルカモ知レナイ、サウ云フ
ハ輕イノデスウ云フモノヲ作ラナケレバナ
ラヌト云フコトニナシタノデセウガ、先程
私ガチヨット思ヒ付イタコトデアリマスガ、
如何デスカ

○政府委員(大竹武七郎君) 其ノ點ニ付キ
マシテハ此處ニ書イテアリマスヤウナ、人
心ヲ惑亂スル目的ト云フコト、而モ虛偽ノ
事實ト云フコト、尙百五條ノ三、四ノ如キ
シヤルヤウニツノ、何ト言ヒマスカサウ
モ……併シ是ハ今ノ刑法的根本理論ト違フ
デアルト云フ御議論ナラバ、サウ云フモノ
ハ刑法ノ改正デナクシテ、外ノ法規デ又出
シテ行クト、斯ウ云アコトニナリマスガ、
規定スペキモノデヤナイ、所謂國民道德ノ
ナイモノモ起ツテ來ルカモ知レナイ、若シ私
ガ先程例ヲ舉ゲマシタヤウナコトガ、是ハ
モ其ノ方ガ大事デアル、サウスレバ又足リ
又何ガ大事カト云フコトデ行カレルノガ必
ハ意見ノ相違カモ知レマセヌガ、サウ云フ
フ道徳論ト申シマスカ、法律ノ概念論ヨリ、
スレバ今日サウ刑法ノ……其ノ點ニナルト
意見ノ相違カモ知レマセヌガ、私ハサウ云
説明ニナシタ通リデアルヤウニ思ヒマス、左
マス

○河原田稼吉君 刑法ノ法典ハ、先程御説
明ノヤウニ非常ニ長イ間掛ツテ御研究ニナシ
テ、サウシテ御纏メナラムトシテ居ル、
尙はダグデヤ不完全ダト云フコトハ先程御
當デアラウト云フヤウニ考ヘタ次第アリ

來ルノデヤナイカ、本當ノ所ハ先ヅ一ツニ
クリ刑法法典ノ改正ト云フコトヲ御研究ニ
ナシテ、必要ナコトハ兎ニ角一ツノ、便宜臨
時別ノ法ヲ持ヘル、是ハ私ハ必要ト思ヒマ
ス、併シ是モ足リヌカトモ思フノデス
ネ、其ノ方ガ筋モ良イデハナイカト斯ウ思
ヒマスガ、ドウ云フモノデセウカ

○政府委員(三宅正太郎君) 此ノ原則的
法規ガアリ、サウシテ又特別法規ガアッテ、
ソレガ一體刑罰ノ法規、當該刑罰法規ガ何
處ニアルカト云フコトガ甚ダ區々ニナル、
其ノ爲ニ國民ガ非常ニ歸趣ニ迷フト云フコ
トハ、此ノ法制ガ多岐ニナシテ參リマスト、
能ク人ノ唱ヘル所デアリマスシ、立法者ト
致シマシテハ氣ヲ付ケナケレバナラヌ點デ
アリマス、今御言葉ノアリマシタヤウニ、
寧ロ此ノ種ノモノヲ一ツノ他ノ法律ニ一緒
ニシタラト云フコトデゴザイマスケレドモ、
扱テ又其ノ一緒ニ出來ルカドウカノ問題ガ
又起ルノデアリマシテ、寧ロ只今政府委員
ノ申シマンシタヤウニ、道義的ナ責任ヲ強調
シテ居ル刑法ニ、矢張リ此ノ中ノ最モ惡辣
ナ部分ヲ入レテ置イテ、即チ是ハ天人俱ニ
相容レナイモノダト云フコトヲ一ツ入レマ
シテ、之ニ當ラナイ者ハ、ト言ツテ更ニソレ
ハソレデ其ノ條文ヲ受ケテ、又更ニ其ノ必
要ニ應ジテ作ルト云フヤウニ、現在デハス
ルヨリ外ニハナイノデヤナイカト思ヒマス、
現ニ治安維持法ナドハ、御言葉ノヤウニ別
ニ治安維持法ト云フモノヲアリマシタ、ア
レハ特ニアレダケ纏メラレタモノデスカラ
サウ致シマシタノデアリマスガ、斯ウ云フ
安法案ト云フモノガ別ニ出來ル始末デアリ
現ニ說ガゴザイマス、其ノ外ニ更ニ國防保
マシテ、統一シタツノ特別法ヲ作ルト云

ト考ヘラレマス、結局斯ウ云フコトニ落著
イタ譯ナンデアリマス

○河原田稼吉君 私ノ言フノハ、現在ノヲ
法規ガアリ、サウシテ又特別法規ガアッテ、
ソレガ一體刑罰ノ法規、當該刑罰法規ガ何
處ニアルカト云フコトガ甚ダ區々ニナル、
其ノ爲ニ國民ガ非常ニ歸趣ニ迷フト云フコ
トハ、此ノ法制ガ多岐ニナシテ參リマスト、
能ク人ノ唱ヘル所デアリマスシ、立法者ト
致シマシテハ氣ヲ付ケナケレバナラヌ點デ
アリマス、今御言葉ノアリマシタヤウニ、
寧ロ此ノ種ノモノヲ一ツノ他ノ法律ニ一緒
ニシタラト云フコトデゴザイマスケレドモ、
扱テ又其ノ一緒ニ出來ルカドウカノ問題ガ
又起ルノデアリマシテ、寧ロ只今政府委員
ノ申シマンシタヤウニ、道義的ナ責任ヲ強調
シテ居ル刑法ニ、矢張リ此ノ中ノ最モ惡辣
ナ部分ヲ入レテ置イテ、即チ是ハ天人俱ニ
相容レナイモノダト云フコトヲ一ツ入レマ
シテ、之ニ當ラナイ者ハ、ト言ツテ更ニソレ
ハソレデ其ノ條文ヲ受ケテ、又更ニ其ノ必
要ニ應ジテ作ルト云フヤウニ、現在デハス
ルヨリ外ニハナイノデヤナイカト思ヒマス、
現ニ治安維持法ナドハ、御言葉ノヤウニ別
ニ治安維持法ト云フモノヲアリマシタ、ア
レハ特ニアレダケ纏メラレタモノデスカラ
サウ致シマシタノデアリマスガ、斯ウ云フ
安法案ト云フモノガ別ニ出來ル始末デアリ
現ニ說ガゴザイマス、其ノ外ニ更ニ國防保
マシテ、統一シタツノ特別法ヲ作ルト云

ト考ヘラレマス、結局斯ウ云フコトニ落著
イタ譯ナンデアリマス

○河原田稼吉君 私ノ言フノハ、現在ノヲ
法規ガアリ、サウシテ又特別法規ガアッテ、
ソレガ一體刑罰ノ法規、當該刑罰法規ガ何
處ニアルカト云フコトガ甚ダ區々ニナル、
其ノ爲ニ國民ガ非常ニ歸趣ニ迷フト云フコ
トハ、此ノ法制ガ多岐ニナシテ參リマスト、
能ク人ノ唱ヘル所デアリマスシ、立法者ト
致シマシテハ氣ヲ付ケナケレバナラヌ點デ
アリマス、今御言葉ノアリマシタヤウニ、
寧ロ此ノ種ノモノヲ一ツノ他ノ法律ニ一緒
ニシタラト云フコトデゴザイマスケレドモ、
扱テ又其ノ一緒ニ出來ルカドウカノ問題ガ
又起ルノデアリマシテ、寧ロ只今政府委員
ノ申シマンシタヤウニ、道義的ナ責任ヲ強調
シテ居ル刑法ニ、矢張リ此ノ中ノ最モ惡辣
ナ部分ヲ入レテ置イテ、即チ是ハ天人俱ニ
相容レナイモノダト云フコトヲ一ツ入レマ
シテ、之ニ當ラナイ者ハ、ト言ツテ更ニソレ
ハソレデ其ノ條文ヲ受ケテ、又更ニ其ノ必
要ニ應ジテ作ルト云フヤウニ、現在デハス
ルヨリ外ニハナイノデヤナイカト思ヒマス、
現ニ治安維持法ナドハ、御言葉ノヤウニ別
ニ治安維持法ト云フモノヲアリマシタ、ア
レハ特ニアレダケ纏メラレタモノデスカラ
サウ致シマシタノデアリマスガ、斯ウ云フ
安法案ト云フモノガ別ニ出來ル始末デアリ
現ニ說ガゴザイマス、其ノ外ニ更ニ國防保
マシテ、統一シタツノ特別法ヲ作ルト云

ト考ヘラレマス、結局斯ウ云フコトニ落著
イタ譯ナンデアリマス

○河原田稼吉君 私ノ言フノハ、現在ノヲ
法規ガアリ、サウシテ又特別法規ガアッテ、
ソレガ一體刑罰ノ法規、當該刑罰法規ガ何
處ニアルカト云フコトガ甚ダ區々ニナル、
其ノ爲ニ國民ガ非常ニ歸趣ニ迷フト云フコ
トハ、此ノ法制ガ多岐ニナシテ參リマスト、
能ク人ノ唱ヘル所デアリマスシ、立法者ト
致シマシテハ氣ヲ付ケナケレバナラヌ點デ
アリマス、今御言葉ノアリマシタヤウニ、
寧ロ此ノ種ノモノヲ一ツノ他ノ法律ニ一緒
ニシタラト云フコトデゴザイマスケレドモ、
扱テ又其ノ一緒ニ出來ルカドウカノ問題ガ
又起ルノデアリマシテ、寧ロ只今政府委員
ノ申シマンシタヤウニ、道義的ナ責任ヲ強調
シテ居ル刑法ニ、矢張リ此ノ中ノ最モ惡辣
ナ部分ヲ入レテ置イテ、即チ是ハ天人俱ニ
相容レナイモノダト云フコトヲ一ツ入レマ
シテ、之ニ當ラナイ者ハ、ト言ツテ更ニソレ
ハソレデ其ノ條文ヲ受ケテ、又更ニ其ノ必
要ニ應ジテ作ルト云フヤウニ、現在デハス
ルヨリ外ニハナイノデヤナイカト思ヒマス、
現ニ治安維持法ナドハ、御言葉ノヤウニ別
ニ治安維持法ト云フモノヲアリマシタ、ア
レハ特ニアレダケ纏メラレタモノデスカラ
サウ致シマシタノデアリマスガ、斯ウ云フ
安法案ト云フモノガ別ニ出來ル始末デアリ
現ニ說ガゴザイマス、其ノ外ニ更ニ國防保
マシテ、統一シタツノ特別法ヲ作ルト云

ト考ヘラレマス、結局斯ウ云フコトニ落著
イタ譯ナンデアリマス

○河原田稼吉君 今ノ御議論ニ依リマスト、
是ハ決シテ言葉ノ議論ヲスル譯デヤアリマ
セスガ、治安維持法アタリハ、例ヘバ國體
ヲ變革スル結社ハ甚ダ怪シカラヌコトデア
テ、是ハ寧ロ刑法ニ規定シタガ宜イデヤナ
イカト云フノデ、ソレデ今仰シャッタコトハ
成程尤モダト云フヤウナモノハナイデセ
ウカ

○政府委員(大竹武七郎君) 例ヘバ軍事上
ノ機密ヲ探知蒐集セシメマシテ、此ノ對價

トシテ之ニ與ヘルト云フ物ハ報酬ダト思ヒ
マス、ソレハ犯罪トシテハ探知蒐集目體ガ犯
罪デアリマシテ、報酬ノ件フト云フコトハ
別ニ構成要素ニモ何ニモナッテ居ナイ、唯犯
罪ヲ犯シタト云フ其ノ行爲ニ對シテ報酬ヲ
與ヘルヤウナ場合ガ此ノ報酬ノ件中ニ入ルノ
デヤナイカト、斯ウ云フヤウニ考ヘマス
○山隈康君 併シ法文ニハ「犯罪ニ因リ得タル
物」トアリマスカラ、今ノ祕密ヲ漏洩シテ
其ノ爲ノ報酬トスレバ、「犯罪ニ因リ得タル
物」ト解スベキモノデハナイデセウカ

○政府委員(三宅正太郎君) 實ハ大審院ガ
非常ニ狭ク解釋致シテ居リマシテ、例ヘ
バ犯罪行爲ニ供シ、又ハ供セムトシタ者デ
モ、ソレハ偶ニ供シタノデハイケナインデ、
當然ソレニ供スペクシテ供シタモノト云フ
コトニ規定シテ居ルノデアリマシテ、總ア
今ノ犯罪ニ因リ得タル物ト言ヒマシテモ、
犯罪ヲ直接ノ原因トシテ得タル物デナケレ
バ之ニ入ラナイヤウニ、狹ク判例ガアリマ
スノデ、ソレデ結局犯罪ノ報酬ト云フヤウ
ナモノハ犯罪ニ因リ得タル物デナイト云フ
解釋ヲ取シテ居ルノデアリマス、ソンナ關係
上非常ニ窮屈ナモノデゴザイマスカラ擴ゲ
タ譯デアリマス、尙判例等ハ何レ又御覽ニ
入レマス

○山隈康君 デハ斯ウ云フ風ニ解シテ宜シ
イデスネ、犯罪ト直接ノ因果關係ノアル物
ハ、因果ガ中斷ヲシテ新ニ報酬ヲ得ルト云
フノガ此ノ條文ダト、斯ウ解スルノデセウ
カ

○政府委員(三宅正太郎君) 實ハ大審院ガ
非常ニ狭ク解釋致シテ居リマシテ、例ヘ
バ犯罪行爲ニ供シ、又ハ供セムトシタ者デ
モ、ソレハ偶ニ供シタノデハイケナインデ、
當然ソレニ供スペクシテ供シタモノト云フ
コトニ規定シテ居ルノデアリマシテ、總ア
今ノ犯罪ニ因リ得タル物ト言ヒマシテモ、
犯罪ヲ直接ノ原因トシテ得タル物デナケレ
バ之ニ入ラナイヤウニ、狹ク判例ガアリマ
スノデ、ソレデ結局犯罪ノ報酬ト云フヤウ
ナモノハ犯罪ニ因リ得タル物デナイト云フ
解釋ヲ取シテ居ルノデアリマス、ソンナ關係
上非常ニ窮屈ナモノデゴザイマスカラ擴ゲ
タ譯デアリマス、尙判例等ハ何レ又御覽ニ
入レマス

○山隈康君 デハ斯ウ云フ風ニ解シテ宜シ
イデスネ、犯罪ト直接ノ因果關係ノアル物
ハ、因果ガ中斷ヲシテ新ニ報酬ヲ得ルト云
フノガ此ノ條文ダト、斯ウ解スルノデセウ
カ

○政府委員(三宅正太郎君) 得タル物ト云
フコノ直接ノ原因ハ、犯罪ニナル場合ト、
今ノ殺人ヲスル場合ニ於ケル報酬ト云フノ
ハ、報酬契約ガ即チ報酬ノ原因ニナルノデ

政府委員	司法次官	三宅正太郎君	男爵松平外興麿君	織田萬君
司法省刑事局長	秋山要君	竹下豊次君	中川健藏君	河原田稼吉君
司法書記官	大竹武七郎君	山隈康君	男爵村田保定君	

○政府委員(三宅正太郎君) 矢張リソレハ
單ニ共犯者デアリマシテモ、其ノ共犯者ノ
間ニ約束ヲシテ、其ノ約束ニ依ツテ授受サ
レタ物デアリマスカラ、約束カラ得タル物
ト、斯ウ云フ風ニ解釋スルモノト考ヘマス
○山隈康君 私共尙モウ少し研究シタイト
思ヒマスカラ、本日ハ此ノ程度デ散會ヲ願
ヒマス

○委員長(小山松吉君) 本日ハ此ノ程度デ
散會スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(小山松吉君) ソレデハ明後日午
前十時ヨリ開會致スコトニ致シマス

午後三時十八分散會

出席者左ノ如シ

委員長

小山松吉君

副委員長

子爵高木正得君

委員

公爵鷹司信輔君

候爵大炊御門經輝君

伯爵二荒芳德君

子爵野村益三君

木場貞長君